

# 那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原 運転維持管理業務公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の説明

### (1) 業務名

那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原運転維持管理業務

### (2) 業務の内容

別紙「那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原運転維持管理業務委託一般仕様書」(以下「一般仕様書」という。)及び「那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原運転維持管理業務委託特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)のとおり。

### (3) 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和5年3月31日までを業務引継ぎ及び準備期間とする。

### (4) 履行場所

那須地区広域行政事務組合 広域クリーンセンター大田原

栃木県大田原市若草1丁目1484番地2

### (5) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約とする。

### (6) 予算限度額

1,870,000,000円/5年総額(消費税及び地方消費税含む)

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。

### (7) 担当課等

・担当課 那須地区広域行政事務組合 広域クリーンセンター大田原

・担当者 印南、阿久津

・所在地 〒324-0021 栃木県大田原市若草1丁目1484番地2

・連絡先 電話 0287-20-2270

FAX 0287-20-2272

E-mail cleankanri@nasukouiki.or.jp

## 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者は、次の要件を満たすものであること。

(1) プロポーザル参加意向申出書提出日現在において、令和3・4年度的那須地区広域行政事務組合、構成市町(大田原市、那須塩原市、那須町)のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

- (3) プロポーザル参加意向申出書提出日から契約締結日までの期間において、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須地区広域行政事務組合又は大田原市、那須塩原市、那須町のいずれかから入札参加制限を受けていないこと。
- (4) プロポーザル参加意向申出書提出日から契約締結日までの期間において、那須地区広域行政事務組合又は大田原市、那須塩原市、那須町のいずれかから指名停止処分を受け、指名停止中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者（再生計画又は再生計画が認可された者を除く。）であること。
- (6) 日本国内において、本公告日から起算して過去5年以内に、地方自治体からの一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン付焼却施設（発電出力1,400kW以上の蒸気タービン発電設備を備えた全連続燃焼式ストーカ炉、1炉当たり60t/日以上で2炉以上あるもの）及びリサイクル施設）の3年以上の施設運転維持管理業務を、元請業者として受託した業務実績が2件以上ある者であること。
- (7) 「一般仕様書」及び「特記仕様書」に掲げる経験実務年数等を有する者及び有資格者を、本公告日の時点で直接的かつ恒常的に雇用し、契約締結後速やかに配置又は組織できること。

### 3 参加意向申出

参加意向の申出は以下のとおり行うものとする。

#### (1) 提出書類

- ・プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- ・会社概要（様式は任意）
- ・一般廃棄物処理施設（焼却施設）運転管理業務実績一覧表（様式は任意）

#### (2) 提出場所及び方法

担当課へ郵送により提出するものとする。

#### (3) 提出期限

令和4年8月12日（金）午後5時必着

### 4 質疑・回答

質問がある場合は、以下のとおり質問書（様式は任意）を提出するものとする。

#### (1) 提出方法

担当者のメールアドレス宛てに電子メールにて提出するものとする。

ただし、やむを得ない事情により電子メールによる提出が出来ない場合に限り、ファックスでの提出も可能とする。なお、電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は一切受け付けない。

#### (2) 提出期限

令和4年9月26日（月）

### (3) 回答方法

質問書に対する回答は、速やかに電子メール又はファックスにて全意向申出者に対し回答するものとする。なお、回答書の内容は、当実施要領等関連書類への追加及び変更とみなすものとする。

## 5 提案書及び見積書等の提出

意向申出者は、以下のとおり提案書及び見積書等の提出を行うものとする。

### (1) 提出書類

- ・提案書
- ・見積書及び見積内訳書（様式は任意）

### (2) 提出部数

- ・提案書 7部
- ・見積書及び見積内訳書 1部

### (3) 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送にて提出するものとする。

### (4) 提出期限

令和4年10月14日（金）午後5時必着

### (5) 作成要領

ア 提出書類は「那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原運転維持管理業務提案書等作成要領（以下「作成要領という。」）」、「一般仕様書」及び「特記仕様書」に基づき作成すること。

イ 提出する提案書及び見積書は、正式なものとして提出すること。

ウ 企画提案の内容は、貴社が責任を持って必ず履行できる内容で提案すること。

エ 提案書は、作成要領に示す別表を用いて作成し、参考資料等と併せてA4サイズのファイルに綴じ込み提出すること。

オ 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用する等、具体的で明確な提案書を作成すること。

カ 見積内訳書には、積算明細を記載すること。

キ 「一般仕様書」及び「特記仕様書」等に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に提案すること。

ク 提案に係る費用は、すべて意向申出者の負担とする。

ケ 提出のあった提案書の内容について、必要に応じて後日照会等を行うことがある。

### (6) 提案書の取り扱い

ア 提案書の提出日からプロポーザル審査結果通知書（様式第7号）の受理日までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。

イ 提出された提案書等は、一切返却しない。

ウ 提出された提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。

## 6 審査方法等

審査方法については、那須地区広域行政事務組合内に設置される那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原運転維持管理業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、以下のとおり実施する書類審査及びプレゼンテーションの内容により評価するものとする。

### (1) 書類審査（一次審査）

提案者が提出した提案書等の書類審査を行うものとする。

### (2) プレゼンテーション（二次審査）

書類審査（一次審査）で選定された者から、提案書等の内容について、以下のとおりプレゼンテーションを受け評価する。なお、プレゼンテーションの順番は当組合において決定するものとする。

ア 日 時	}	日時及び場所については、追って通知する。
イ 場 所		
ウ 参加人数		3名以内
エ 説明時間		40分以内（提案書説明30分、質疑応答10分を予定） ただし、機器類の準備、撤去に要する時間は除く。
オ 機器類の準備		スクリーンは当組合で準備するが、パソコン、プロジェクターについては提案者が必要に応じて準備すること。

### (3) 優先交渉権者及び次順位者の選定

ア 書類審査及びプレゼンテーションにより、評価点数の合計点数が最高点となる提案を行った提案者を優先交渉権者に選定するとともに、以下次順位者を選定する。

イ 評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。

ウ 優先交渉権者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位者となった提案者のうち、順位が上位の者から交渉を行うことができる。

エ 優先交渉権者の決定をもって提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

### (4) 結果通知

審査結果については、提案者にプロポーザル審査結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

### (5) 審査に関する疑義、異議申し立て

ア 選定されなかった提案者は、選定されなかった理由について疑義がある場合、結果通知日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由を求めることができる。その回答については、書面により行うものとする。

イ 審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。

ウ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 7 優先交渉権者の取り消し

次に掲げる事由が契約締結前に生じた場合は、優先交渉権者の選定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類の作成に関して不正行為が認められ場合
- (2) 指名停止となった場合

## 8 途中辞退

参加表明者は、以下によりプロポーザルの参加を途中で辞退することができるものとする。

- (1) 提出書類  
プロポーザル参加辞退届（様式は任意）
- (2) 提出場所及び方法  
担当課へ持参又は郵送にて提出するものとする。

## 9 契約締結等

### (1) 契約内容に関する協議

審査の結果、当組合と優先交渉権者間で協議を行い、契約内容（仕様、契約金額等）について合意に達した場合、那須地区広域行政事務組合財務規則に基づいて契約を締結するものとする。

### (2) 契約の不成立

以下の事由により、優先交渉権者との契約が不成立になることがある。

- ア 契約内容について合意に至らない場合。
- イ 審査結果通知後に優先交渉権者として不適格であると判断された場合。

### (3) 賠償責任

組合は、(2)によって生じる損害賠償の責を一切負わないものとする。

### (4) 契約変更

契約締結後、仕様書等に大幅な項目の追加、変更、削除が発生した場合は契約変更により対応するものとする。